

「比志島文書」にみる建武政権と草創期の室町幕府

山家 浩樹

ただいま御紹介に預かりました山家でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、天候も良くない中、足をお運びいただきましてありがとうございます。

今日、選んだのは「比志島文書」にみる建武政権と草創期の室町幕府」という題でございます。何か鹿児島地の関わるような事、あるいは黎明館で史料集として出されている「鹿児島県史料」に掲載されている史料からと思いました。私、九州地方、あるいは鹿児島県について詳しく研究している訳ではございませんので、具体的な文書を選ぶとかえって失礼にあたるかなという気もしましたが、すこし視点を変えてみるとどうなるかというお話ならば、あまり失礼にならないかと思った次第です。間違いもあるかもしれませんが、あとで御指摘いただければと思っております。

今日のお話の基本的な立場、視点みたいなのをまず御説明致します。室町幕府、鎌倉幕府、建武政権とも、政権を考える時の史料は、まとまったものとしては伝来しておりません。当然ですけれども鎌倉幕府、室町幕府、あるいはその間に挟まる建武政権とも、全て滅んでおりますので、組織そのものに史料が蓄積されていたとしても、それが伝わるということはありません。また、それぞれを構成していた人達の家などにも伝わっておらず、関係史料はまとまって伝来していません。そのため、

政権を考える時にどういう材料で考えていくかといいますと、各地にあります色々な文書、あるいは日記などから断片的な史料を集めてきまして、そこから組み上げていくという作業が必要になってきます。私も室町幕府の事をこれまで少しずつやってまいりましたけれども、全国各地の史料に目配りして、何か面白い史料はないかなという史料探しをいたします。今日はそのような視点で「比志島文書」を見るとどのようなか、ということでお話したいというのが基本的な立場、見方になります。

「比志島文書」は、御存じの方も多いかもありませんが、満家院の比志島名という所を名字の地とする比志島氏という家に伝来した文書群になります。今で言うところと皆与志町になります。満家院は古い行政区分では郡山町のほぼ中心にあたりますが、比志島自体はそれより以前に鹿児島市に編入された部分になると聞いております。文書自体は島津家文書の中に組み込まれてしまいましたので、島津家文書と共に今、史料編纂所蔵となっております。館長から御紹介があったように活字は「鹿児島県史料」の旧記雑録拾遺の内、「諸氏系譜三」に比志島氏の系譜と共に収録されて、それが一番信頼にたたる活字です。

さて、武家の家はどういう文書が残るかというところ、所領を守るために自分の権利を主張する、所領を保障する文書になります。我々が、土地の権利であるとか、お金を貸した証拠とか、自分の権利を保障するよう

な物を取っておこうとするのと同じです。例えば土地の訴訟をして勝つて自分のものになった時の訴訟の記録や、幕府とか朝廷から、あなたはここの所領の持ち主ですよと認められた文書などが残るのは普通のことです。「比志島文書」の場合、これに加えて、御家人としての活動の証拠というのがたくさん残っているという特徴があります。比志島氏の場合には、御家人ではありませんが、初代の頼朝以来の根本的な御家人という立場ではなくて、鎌倉幕府の途中から御家人として認められていく小の御家人という位置づけになります。そのため、頼朝の時代に遡るような御家人としての証拠を持っていませんので、何を以て御家人の証拠とするかというと、蒙古襲来はじめ異国からの色々な攻撃に対して、御家人が駆り出されて警固をします。武士の立場では、それに参加し、参加したという証明をもらうことによつて、御家人であるということが後々証明される、ということになります。そこで、比志島氏は、異国警固に関する色々な役をやりましたという書類を残し、あるいは同じように京都の内裏の警固、これも御家人の役で京都大番役と言いますが、その他御家人がやるべき奉仕、具体的に体を使って勤めましたという証拠の文書を残しています。そのため、「比志島文書」全体としての特徴は、幕府を意識して書類を残しているなというイメージの強い文書群になります。

場所を確認しておきますと、旧郡山町にすこしだけ凹みみたいのがあります。この辺が比志島になると思います。満家院というのは島津庄からすると「よせごおり」とか「よりごおり」とかいいますけれども、一部、島津庄に帰属しているような所になります。満家院の中でも比志島は南東の方になります。比志島五名と呼ばれ、比志島氏の所領である

とずっと主張されている場所になります。ただ実は、早い時期からこの五名は確保出来ていなかったと言われています。「比志島文書」の分析では、具体的な文書の中に出てくる地名の分析、あるいは継承関係などを見ながら、この五名の帰属などを分析するのも大事なことになると思いますが、今日は違う視点から見ようということなので、地名のことはあまり出て参りません。

これから鎌倉幕府の話、建武政権の話、室町幕府の話と順にしていきますが、まずは鎌倉幕府との関係で二つ具体的に取り上げたいと思います。両方とも法令のようになります。最初に鎌倉幕府の法令はどういうものかを簡単に説明します。鎌倉幕府の法令としては、基本法令として御成敗式目が存在しています。それに追加する形でいろいろな法令が出されます。法令といっても今と感覚がだいぶ違います。今ですと法律が成立すると、きちんと記録されて官報という形で公布され、法として存在しますが、この当時は、追加法令が出来てもまとまった形でどこかで把握されることはありません。出した幕府でも体系的に集積しないという状態なので、どういう法が出ているかも分からない状況です。そのため、訴訟をして何かの権利を主張する場合に、実はこういう法令が出ていますと言つて、訴える側、権利を主張する側が法令を証拠として出していきます。追加法令をまとめた史料は複数ありますが、ある法令はこちらの法令集には載っているけれどもあちらの法令集には載っていないという状況です。追加法令についてすべてを集成した史料はありません。現在では、『中世法制史料集 鎌倉幕府法』という活字本が出来まして、ここで年代順に集成されてとても使いやすくなりました。そのため、追

加法というこの活字本を使ってしまうのですが、個々の条文を考える際には、どういう成立なのか、どの法令集に載っているのか、載っていないのかと遡って考えなくてはいけないところ、その追究が疎かになるというデメリットも逆に出てきてしまっているというのが現状です。

「比志島文書」には追加法に相当する二つの史料が残っており、一つは『中世法制史料集』でいうところの五九四条・五九六条・五九七条という三つのまとめ、もう一つが六〇三条というものです。まず前者から見ると、掲げた活字（第一図）は『鹿児島県史料』の五番になります。三つの条文が順に五九四条・五九六条・五九七条になります。この三つの条文は、追加法令集「新編追加」にもみえますが、三つとも載せる追加法令集はほかにありません。最初的一条目、「比志島文書」では年号の部分が読めませんが、「新編追加」などで「弘安」とわかります。二条目、三条目については「比志島文書」では年月日がついていませんが、追加法令集の方を見ると、弘安九（二二八六）年七月二十五日とわかります。このように、他の追加法令集を見ることによって欠けている情報を得られたりします。

内容を御紹介しますと、最初の二つは九州関係のことです。一条目は有名な史料として、鎮西談議所に関するものです。九州の人達が訴訟して鎌倉や京都六波羅に上がって来てしまうと、異国警固などが疎かになるので、幕府から人を下向させ、その人を中心に九州で訴訟の対応をする、そのためのちに鎮西探題が設置されますが、鎮西談議所は鎮西探題の前提となります。二条目は、「同」と最初にありますように同じく九州鎮西のこととして、異国警固が終わるまでの間は、女性に所領を譲るなどという内容です。鎌倉時代の場合には女性が所領を継承する、譲与を

第一図

1286年

新編追加259

〇五 関東評定事書

〔貼紙〕
文書并古案 但きれ物 十一之内九十四

鎮西輩訴訟事

守護可令尋沙汰由、先日被仰畢、雖然、猶〔地〕頭御〔家人〕

〔寺社〕
別當神主・供僧・神官・所々名主・庄官以下令參

訴云々、於自今以後者、非別仰之外、不可參関東・〔六波羅〕

〔羅〕令住國、可致異國警固、有訴訟者、少貳入道・兵

友頼泰〔宇都宮通房〕
庫入道・薩摩入道・澁谷河内權守入道寄合、可令尋成

敗、若於國難裁許者、可令注進、縱雖越訴、尋究可注

申、関東居住輩訴申鎮西族者、令下向、可給沙汰、於

關東不可有其沙汰、

同御家人所預事〔領〕

弘安九年七月二十五日

〔警固〕
異國〔居之程者〕不可〔讓女子〕

類爲養子、可讓之、

後家改嫁事

弘安九年七月二十五日

至内々密儀者、縱雖有風聞之説、非沙汰限之由、被載

追加式目畢、依之、普雖令現形、稱密儀、不及其沙

汰、於自今以後者、不致所領之成敗、雖不行家中雜

事、有不調之聞者、任本式目、可有其科、

新編追加334

新編追加260

受けるということは決して珍しいことではありません。ただ、御家人は所領を保証されるかわりに御家人としての役割を果たさなければいけません。女性だと、例えば自分で警固しに行くなど難しいので、代わりにお金で納めたりします。しかし、異国警固の場合には実際に自分で参加して体を動かすことが重要になるので、女性では無理であろう、ならば女性に義務が発生しないように、所領は女性に譲るな、という方針となった法令です。

三条目はそれと関連していて、これは九州鎮西という言葉は入っていませんが、後家になった方がもう一度お嫁に行く時にどうしましょうかという話です。元々は、根本史料である御成敗式目にどのように書いてあるかという点、且那樣と死に別れになってしまった場合に奥様に所領を譲ります、その譲られた後家さんが他の人と結婚する時には、その新しい家に所領を持って行かないで、自分の元々の息子など、元の家に残していくようにと定められています。ところがそれが運用面で難しかったのか、露見しなければ別々いいですよ、持つて行ってもいいですよ、といった法令がその後出ています。それを元々の御成敗式目の在り方に戻すというのがこの第三条です。つまり、他の家に嫁ぐ時にはきちんと元の家に所領を残していきなさいと。最後に「任本式目、可有其科」とあるのですけれども、これはこの法令に反すると、御成敗式目の通りに処罰の対象とします、と書いてあります。第三条は九州という限定はないですが、二条目と関わるのでひとまとまりだということが良く分かります。この「比志島文書」で三つ、特に二条目と三条目が一緒になっていることによって、二条目、三条目が密接に関連していることが分かります。

次に、もう一つの追加法の事例も『鹿児島県史料』の活字を掲げました（第二四、一四〇は最初の部分だけ）。追加法となるのは一三九ですが、活字で見ると注意しなければならないこととして、第一に、一三九と一四〇は続けて書かれた一連の史料であること、第二に、「比志島文書」には、一三九の「以上、八田家文書ニテ補ウ」の次の行の「関東要須之仁者」からしかないということです。『中世法制史料集』では、当初「比志島文書」から、最後の四行だけを採録して、六〇三条としました。ところがその後、鹿児島大学にある「八田スエノ氏旧蔵文書」にこの条文の前半部分が伝わっているのが発見され（『鹿児島県史料』収録）、この追加法の全体像が判明しました。一三九は追加法令集には伝わらない条文で、「比志島文書」及び「八田家文書」にしかない法令になります。追加法にはこのような残り方をするものもありますので、各種の文書を調べていかなければならないことがわかります。

内容は重要なもので、後半部分は、鎮西つまり九州に所領をもらったならば、関東で要職にある人は別として、自分自身きちんと九州に下向するようにと、改めて定めたものです。弘安九年、蒙古襲来の直後からの時点になります。「八田家文書」で出てきた前半部分は、「本所一円地」、つまり地頭は置かれていないような場所でも、異国警固に役割を果たさなければ、地頭を補す、という事を徹底しようという法令です。「八田家文書」からは、類似の内容の法令が年次を変えて何度か出てくるのが分かります。いずれも追加法令集には入っていません。

「比志島文書」にはこのふたつの事例のような法令が残っていることから、比志島氏が追加法令を積極的に情報収集していたことが分かります。幕府の側でも情報を周知させようと思っただけで一生懸命に発信をして、

第二四

〇一三九 関東式目

「条々内」

本所一円地事、

不差下代官、不従守護之催、不致合戦者、可被補地頭

者、可經奏聞之旨、被仰六波羅了、然可注申由、可相

觸守護人、

一 鎮西所領知行（藏）事、（以上、八田家文書ニテ補フ）

鹿児島大学所蔵文書
（八田スエノ氏旧蔵）

関東要須之仁者、可下遣子息親類、其外者、自身（可脱カ）下向
之由、被定了、而未下向之輩有之者云々、可令注申之
由、同可相觸守護人、（也脱カ）

弘安九年潤十二月廿八日

（貼紙）
十四

（本文書ハ、「旧記雑録前編」一八七八号文書ト同文ナリ）

〇一四〇 蒙古合戦并岩門合戦勲功地配分

注文

一 守護人

遠江前司（北巻）時定（經資）肥前國高木西郷山田庄領家惣地頭兩職

大宰少貳入道（經資）淨恵筑前國三毛北郷預所職

大友兵庫入道（頼泰）忍筑前國怡土庄志方三百町惣地頭職

一 爲宗人々

武藤四郎右衛門尉盛資筑前國療病寺并同國極楽寺地頭職

薩摩前司入道尊覺（頼泰）豊前國上毛郷内原井村阿久對村、筑前國
小山田村、金口六郎左衛門尉時通跡

草野次郎継永筑前國久重桑方地頭職、景資跡

追加法令集には見えない

それが中小御家人達に伝わっているということになります。反面、比志島氏の立場に立てば、そういった情報をきちんとキャッチしようと思つて網を張っていて、結果として写しを作っているということが分かる。最初にお話したように、自分が御家人として幕府の場で権利を主張するためには、幕府がどういう事を考えているのか、鎮西、九州の場でどういう方針を立てようとしているのか、といった情報収集が必要となっていた、ということが分かる事例になっています。

次に建武政権の話にすすみます。建武政権では三つ事例を挙げています。最初に挙げたのは、今までのお話と同じく法令の話です。後醍醐天皇が建てた建武政権の場合には、基本的な法令として、建武式目があります。鎌倉幕府と同様に追加法令がいくつかあり、「建武記」という史料におおよそ収められています。建武式目と追加法令は、岩波書店の『日本思想体系』『中世政治社会思想下』に収録されています。追加法令は、「建武記」以外にも「香取田所文書」、千葉県香取社に関わる文書、それから九州の五島の「青方文書」などからも収録されています。鎌倉幕府の追加法令集に残ってないようなものが現地に残っているのと同じ状況が建武政権でも起こっていることになります。

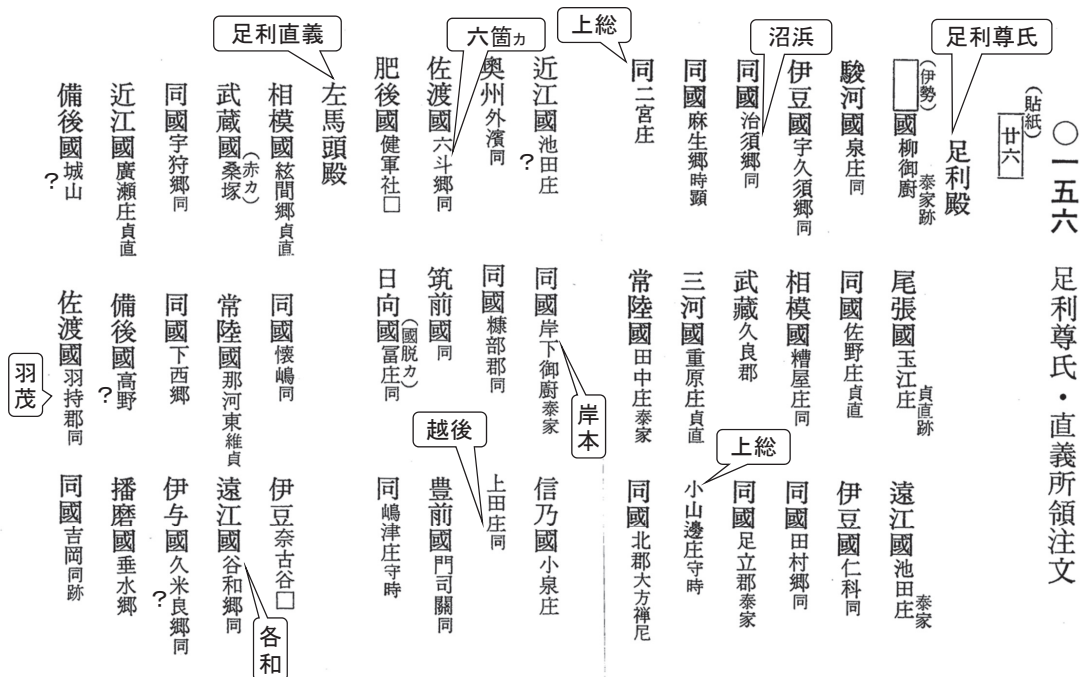
さて「比志島文書」にも一つだけ建武政権の法令の写しが入っています。ただこれは、「建武記」に載っているものと同じものです。『鹿児島県史料』には十一番という番号が入っています（第三四）。いずれも九州に限定された内容ではありません。「建武記」と対照をすると、「条々」とある全九条のまとまりの七〜九条目、そしてその次の条文（十条目）に相当します。「比志島文書」に伝わった条文の写しでわかることは、

実が追記されています。小さい字の注記は、大きな字で書かれている本文の成立から間もない時期に変更があったために必要な情報として追記されたとも考えられるため、本文の成立は、元弘三年九月十日から大きく遡らないかと思われます。このように、大体元弘三年九月十日の前後に成立したのではないかと言われています。建武政権が成立して間もない頃、二、三ヶ月たった頃の早い時期の雑訴決断所の交名であろうと言われています。

なぜこのようなリストが「比志島文書」に伝わっているか、よくわかっていません。推測すると、もし建武政権に訴訟を起こした場合、雑訴決断所のいずれかの番で自分の訴え出ている訴訟が扱われます。その番に誰がいるのか分かれれば、色々と働きかけが出来ますので、こういうリストは重宝されただろうと思います。訴訟を有利に運ぶために構成員のリストを収集したのではないかと思われます。ただ、比志島氏が、雑訴決断所で訴訟をしているという明確な証拠はありません。

三番目の事例もとても有名なもので、足利尊氏・直義兄弟の所領のリストと言われている史料です。活字は、『鹿児島史料』一五六番になります(第五図)。どういう所領の注文かというと、「足利殿」が尊氏、「左馬頭殿」が直義であることは間違いありません。つぎに「泰家跡」、「貞直跡」など、色々注記が入っています。何とか跡というのは元々その人が持っていたという意味ですので没収地という可能性が高くなります。泰家は北条高時の弟、貞直・維貞は北条氏庶流大仏氏、守時も庶流赤橋氏、時頭は安達氏で、注記に名前のある人は北条氏もしくはその関係者です。そこで、北条氏が滅んだ後、関係者の所領が没収されて、尊氏と直義に与えられたことになり、そこで後醍醐天皇が尊氏・直義に与えた

第五図



恩賞地の注文だと理解され、たぶんそれで正しいと思います。もしそうならもつと多くの人の没収地があつてもよいのではないかという気もしますが、所領は没収された後、元々の所有者の縁故者に与えられるという原則があり、それが影響しているかもしれません。足利氏は、鎌倉幕府の末、少し弾圧されて家の勢いとしてはあまり良くないのですが、それでも家の格としては高いので、奥様は北条氏から迎えます。足利尊氏の正妻は、北条氏庶流の赤橋家の出身ですので、赤橋守時は言ってみれば、尊氏から見れば奥様の方の近い人になります。他も同様に説明が付く場合が多いと思います。

この史料を使う時に注意しなければならないのが、表記が不正確な点です。たとえば「治須郷」は、相当する地名がありません。崩し字で似たような形の字を探すと、さんずいを生かし、右上部を変えて「沼」、おなじくさんずいで傍の頁に近い字として「濱」（浜）を思い浮かべると、「沼浜」という地名は伊豆にあるので、沼浜郷であろうと言われています。同様に不正確な個所で、今まで分かっているのを第五図に表記しました。字の問題に加えて、もう一つの問題は、国名表記です。「三河国重原庄」のつぎに「小山辺庄」とありますので、「小山辺庄」は三河国かと思いますが、相当する庄園はありません。この疑問は説明されていて、「小」は「北」という字に似ており、北山辺庄というのが上総国にあるので、それを指すとされています。その後に来る「同二宮庄」は上総国に二宮庄という有名な庄園がありますので、この推定を裏付けます。上総という字を写し落としたのか。あるいは一つ上総の所領を抜かしてしまったのか、どちらかでしょう。また、「奥州外浜」「同国糠部郷」の次ですので「上田庄」も奥州になりそうですが、相当するものが

ありません。次に佐渡が来ることも視野に入れると、越後に上田庄がありますので、越後ではないかと思われれます。

このような訂正も少し必要ですが、他に例のない面白い史料です。「比志島文書」にみえる恩賞地がそのあとどうなっていくか、というと、足利氏の所領として維持されません。足利氏はこれら所領を手放していきます。自分の一族や上杉氏など有力な被官達に所領として与え、あるいは有力な寺社に寄進してしまします。なお、東北大学にある「倉持文書」に「足利氏所領奉行注文」と言われている史料があります。鎌倉時代に足利氏が元々持っていた所領の注文であろうと言われており、「比志島文書」の恩賞地の所領注文は、この「倉持文書」の「足利氏所領奉行注文」とセットのような扱いでよく言及されます。

ではなぜ尊氏・直義の恩賞地注文が「比志島文書」に伝わったか、という事については、よくわかりませんが、島津庄がみえるのがヒントになるかもしれません。比志島は島津庄の寄郡である満家院の一部ですので、自分の属する島津庄につき、権利者が足利氏に替わったという情報を明確に入手しているということであろうと思っています。以上、建武政権関係三点をご紹介します。

室町幕府の時代になると、すこし様相が変わります。今までは、比志島氏が色々な情報、追加法であったり、所領のリストであったり、人名リストを入手したという話でしたが、それに類するようなことは、室町幕府以降にはあまり確認できません。比志島氏から積極的に動いたという痕跡はこれ以降は見られなくなります。その意味は最後に整理したいと思います。一方で、幕府の方からの働きかけとして、面白い史料があ

女性が所領を継承するなど労働が出来ない場合をはじめ、代わりにお金を払うことがあるので、一見、年貢と変わりないようにも見えますが、鎌倉幕府はあくまで御家人に対して奉仕を要求し、年貢としてはかけていないはずです。そこからの転換期になったのが、建武政権の政策です。建武政権は地頭職に対して二十分の一年貢という年貢をかけていたとされています。どのくらい広く、徹底して賦課されていたかは分からないのですが、恩賞地などに年貢を賦課していたことは間違いありません。室町幕府はそれを継承、発展させたのではないかと、思っています。

「比志島文書」の先ほどの史料は、室町幕府が、元弘以降の恩賞地に対して、リストをもとに少額の年貢をかけ、守護を介して徴収していたことを示すのではないかと思います。もしそうであるならば、満家院の名主たちは、本領であるそれぞれの所領を建武政権もしくは室町幕府から恩賞として給与されているはずで、残念ながら明確な証拠はありませんが、比志島については参考となりそうな史料があります。『鹿児島県史料』一五七番に、文書の一部だけの不正確な写しですが、後醍醐天皇繪旨とされる文書があります（第七図）。満家院の比志島名以下について、この時期の比志島氏の中心人物である彦太郎に、「当知行」、つまりいま知行しているので、安堵、つまり権利を保障します、という内容です。ここでは恩賞として給与すると書いてありませんけれども、相論があつて一方の権利を否定して他方に既得の権利を認定するときにも「当知行」という言い方がされることがありますので、後醍醐天皇は、比志島氏に対し、改めて本領である比志島名などを安堵したが、恩賞と同等に扱われた、という可能性もあるかもしれないと考えています。

第七図

〇一五七 後醍醐天皇繪旨

『後醍醐天皇繪旨』

薩摩國満家院内比志嶋以下事、彦太郎義範當知行

天氣如此、悉之、以狀、

これで、ほぼ終わりました。室町時代・室町幕府になると京都の政権についての情報入手することは「比志島文書」からはあまり見えなくなります。それまで法令や多様なリストを入手して、様々な情報を集めようとしていたのに対して、南北朝期以降はあまりそういう努力は確認されなくなります。その理由は、「比志島文書」を考える時には整理しておくべき事であろうと思っっています。ごく一般的に言ってしまうと、御家人であるという意義が全般的に低下するということですね。それは地方・地域と中央との結びつきがより弱くなっていくことでもあります。地域が自立化していくという動きの現れなのではないかと思っっています。鎌倉時代あるいは建武政権期に中小御家人であつた比志島氏は、鹿児島に居ながら中央、中央というか幕府、鎌倉幕府を見ていたわけですが、それよりも、より地元根ざす視点を重視して、例えば島津氏との関係、他の周辺の有力な人達との関係、それらを重視するようになり、そのために政権そのものについての情報が、あまり必要とされなくなつたのではないかと考えています。ただ同時に、それでも今に伝わっている、御家人であつた証拠が南北朝以降に廃棄されることなく

今まで伝わっている、それはなぜかということも、考えなくてははいけません。「比志島文書」のように御家人であったことの証拠がたくさん残っている文書群というのは、あまりありません。どちらかというと珍しい事例に属します。その理由は、私としてはもうすでに能力の範囲外ですけれども、想像するに、御家人としての実質的な意義がなくなっても、御家人身分であったことを、後々からも大事にしようとした、言い換えれば御家人であったことの記憶を尊重した、そのために御家人であった証拠を残そうとしたのではないのでしょうか。それに加えて、火災や天災に遭わずに文書群が伝わってきたという幸いが重なり、いま「比志島文書」という文書群が伝わっているのだと思います。その結果として、「比志島文書」は中央政権を知る貴重な史料群になっていると考えています。お伝えしたいことはこのような事でございます。これで終わりにさせていただきます。御清聴ありがとうございます。

※ 本稿は、平成二十八（二〇一六）年二月十三日（土）に黎明館講堂で行われた、山家浩樹先生（東京大学史料編纂所教授）の黎明館講演会「『比志島文書』にみる建武政権と草創期の室町幕府」の御講演内容を、筆記を基にまとめたものです。
（文責 黎明館調査史料室）